

# 「契約指定野菜等安定供給事業」と 「契約野菜収入確保モデル事業」の概要説明

令和5年4月

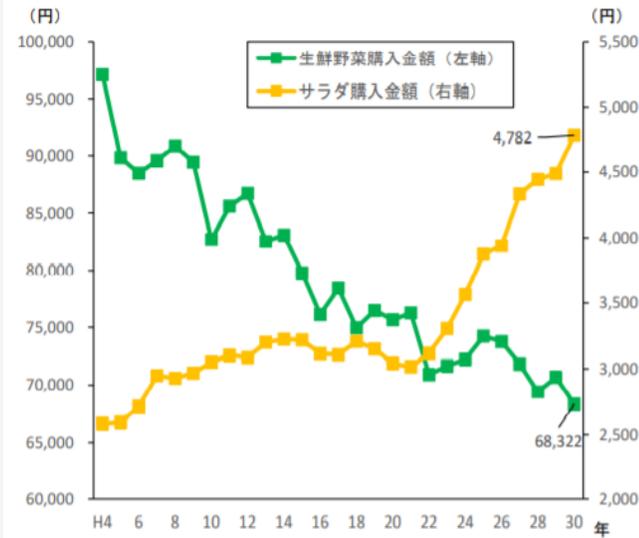
独立行政法人農畜産業振興機構  
野菜振興部契約取引推進課

# 1 - 1 加工・業務用野菜の需要構造の変化

多様化する小売・消費形態

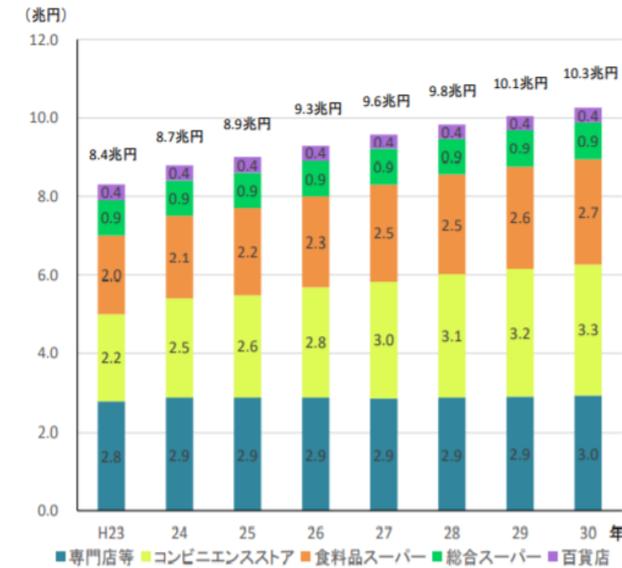
野菜生産・流通へ影響

○ 家計における生鮮野菜及びサラダの購入金額



資料：総務省「家計調査」(総務省「消費者物価指数(平成27年基準)」の生鮮野菜及びサラダの指数に基づき換算)

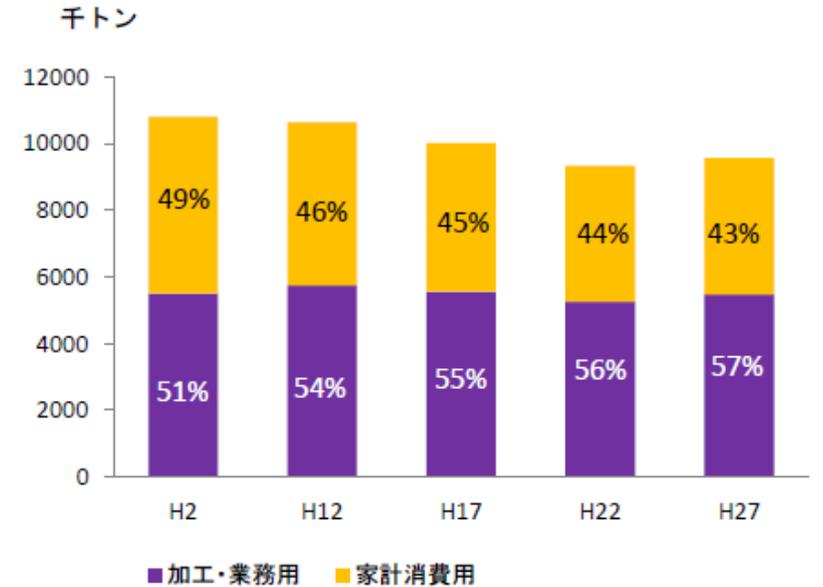
○ 業態別の中食市場規模の推移



資料：(一社)日本惣菜協会「惣菜白書」(各年版)  
 注：「専門店等」は、惣菜専門店(路面店、テナントなど)、イトイン併設型惣菜店、受注後調理型惣菜店をいう。ただし、百貨店のテナント惣菜販売額は「百貨店」に含まれる。

資料：農林水産省「加工・業務用野菜をめぐる状況」令和元年12月

○ 加工・業務用野菜及び家計消費野菜の国内仕向け量の推移



資料：農林水産政策研究所

(注) 主要品目として指定野菜(13品目)を用いて試算  
 (キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、はくさい、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、だいこん、にんじん、さといも(ばれいしょ除く))

# 1 - 2 家計消費用の野菜生産と加工・業務用の野菜生産における特性の違い

## ○ 加工・業務用と家計消費用に求められる特性の違い

項目	加工・業務用	家計消費用
数量	・定時、定量(周年安定供給)	・変動あり
仕入価格	・定価(中期的安定価格)	・変動あり
内容量	・重量を重視	・個数等を重視(定数詰め)
品質・規格等	・用途別に多様	・外観等を重視
出荷形態	・ばら詰め、無包装	・袋詰め、小分け包装
取引形態	・原体(ホール) ・皮むき、芯抜き等の前処理やカット、ペースト等の一次加工が行われたもの	・原体(ホール)

## ○ 加工・業務用野菜の契約価格と家計消費用の市場卸売価格との比較

単位：円/kg

品目	レタス	キャベツ	だいこん	にんじん	はくさい	たまねぎ	きゅうり	なす
加工・業務用①	162	76	76	86	73	93	303	316
家計消費②	164	86	83	135	82	102	297	342
①/②	99%	88%	92%	64%	89%	91%	102%	92%

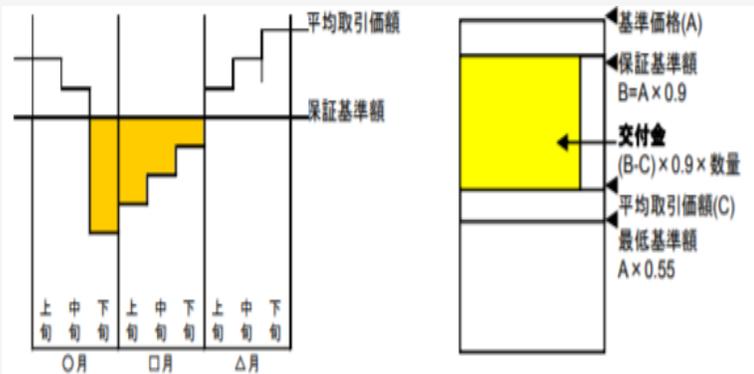
資料：ALIC「平成25年度加工・業務用野菜仕入価格等調査」

注：同調査の市場卸売価格を家計消費用としている

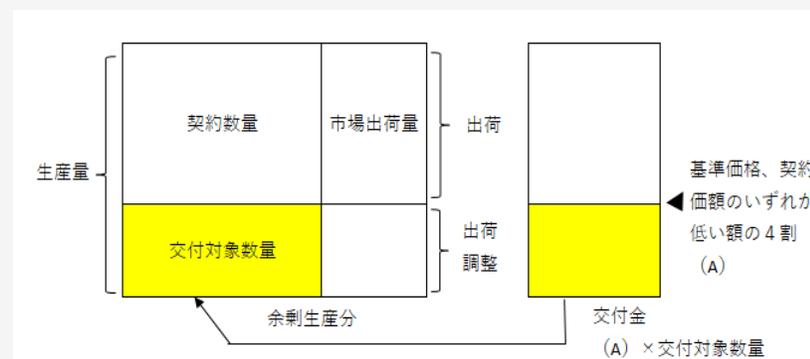
## 2 - 1 契約指定野菜安定供給事業

野菜の契約取引に伴い、生産者が負うリスクを軽減するため3タイプの制度を設置しています。なお、本事業は、機構に登録した生産者等が指定産地内で生産した野菜を対象とします。

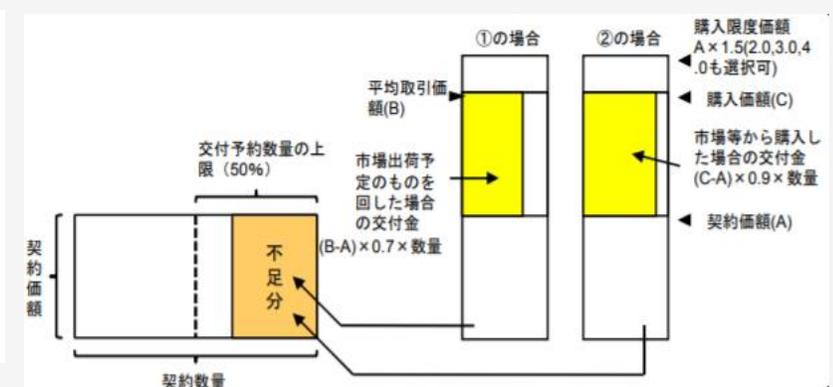
**1 価格低落タイプ**：市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。



**2 出荷調整タイプ**：定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

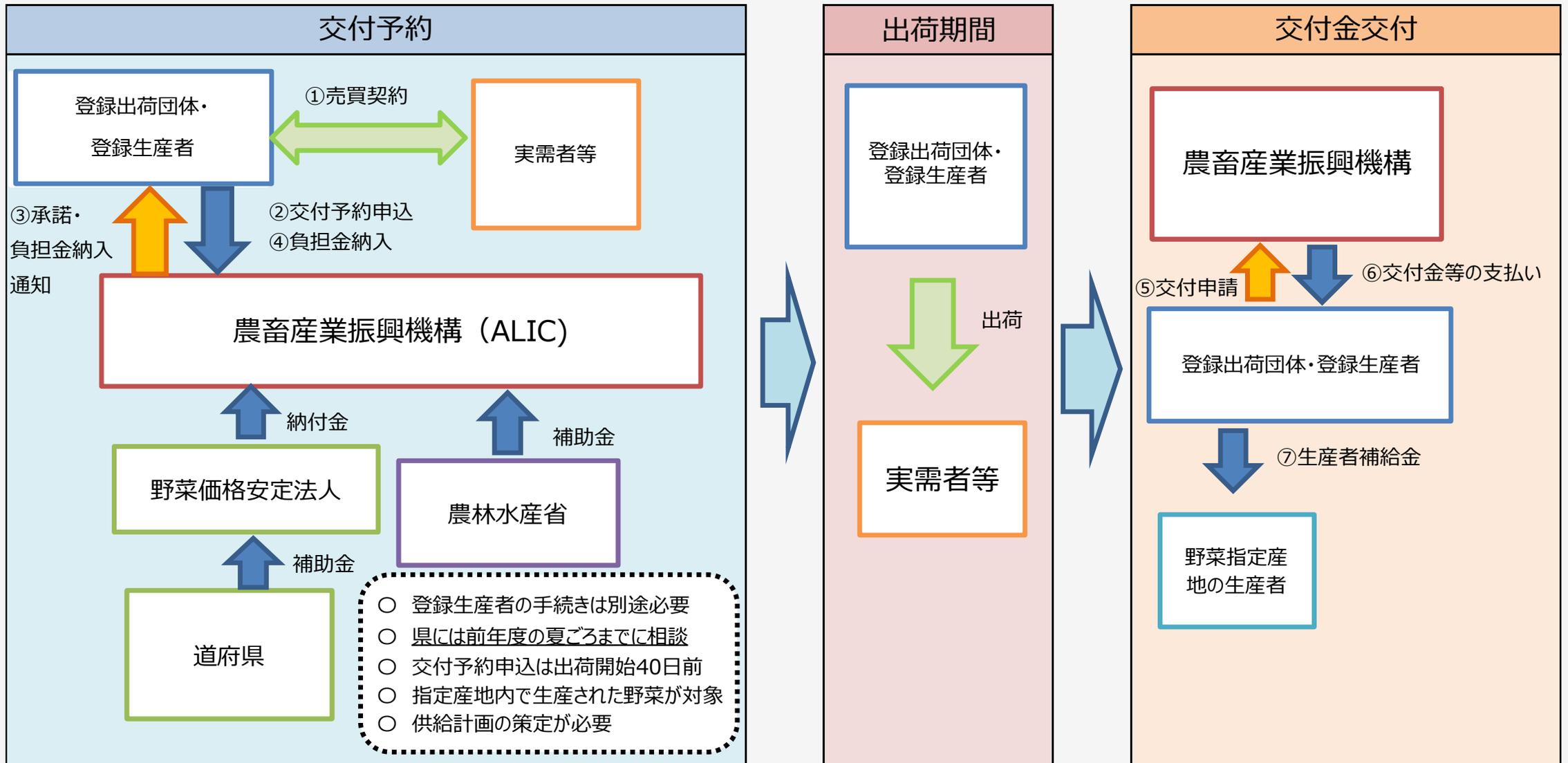


**3 数量確保タイプ**：定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。



【負担割合：国(50%)、都道府県(25%)、出荷団体等 (25%)】

## 2-2 契約指定野菜安定供給事業の流れ

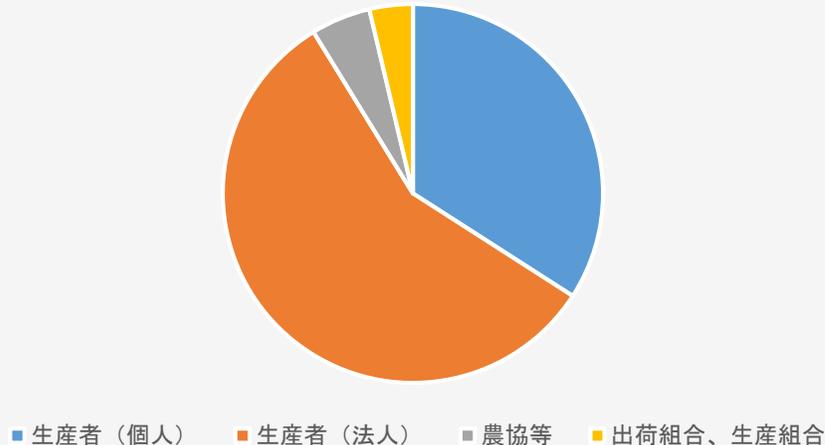


## 2 - 3 契約指定野菜安定供給事業における実施状況

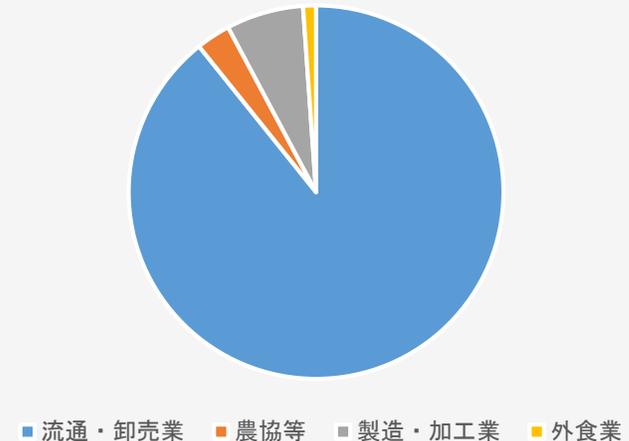
令和3年度の契約指定野菜事業の利用者で最も多いのは「野菜生産者（法人）」で57%、次いで「野菜生産者（個人）」で34%となり、この2つの業務形態で91%を占め、全農県本部・経済連を含めた「農協等」が5%、「出荷組合または生産組合」が4%となっています。

また、これらの事業利用者の契約先を業態別にみると、最も多いのは「流通・卸売業」で89%、次いで、カット野菜等の「製造・加工業」が7%、卸売業として「農協等」と契約するケースが3%、「外食産業」が1%となっています。中間事業者と呼ばれる「流通・卸売業」が契約先のほとんどを占めています。

令和3年度契約指定野菜安定供給事業  
利用者の業態 (N=217)



令和3年度契約指定野菜安定供給事業  
利用者の契約相手先 (N=270)



※複数の申込みをしている者は延べ数でカウント。

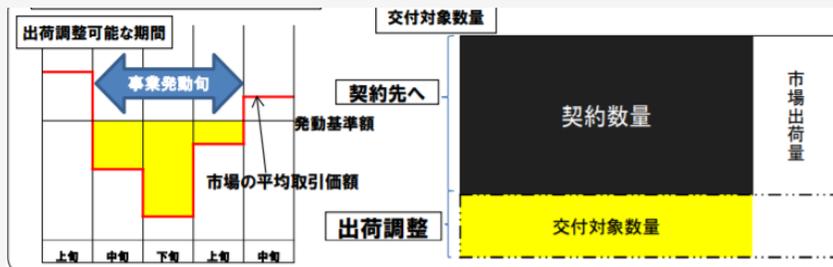
※契約先が複数ある場合も延べ数としてカウント。

# 3 - 1 契約野菜収入確保モデル事業の概要

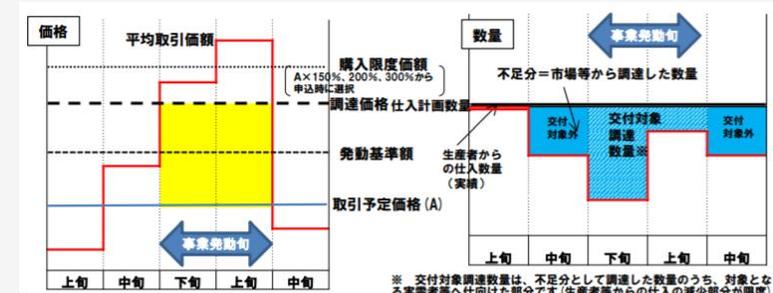
契約野菜収入確保モデル事業（モデル事業）は、野菜生産地の指定や機構への登録は必要とせず、年に2回の公募によって事業実施主体を決定します。

本事業は、以下2タイプについて実施しています。

- 1 **出荷調整タイプ**：実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で出荷調整（産地廃棄等）を行った場合に、平均価額又は契約価格の70%のいずれか低い額を交付。

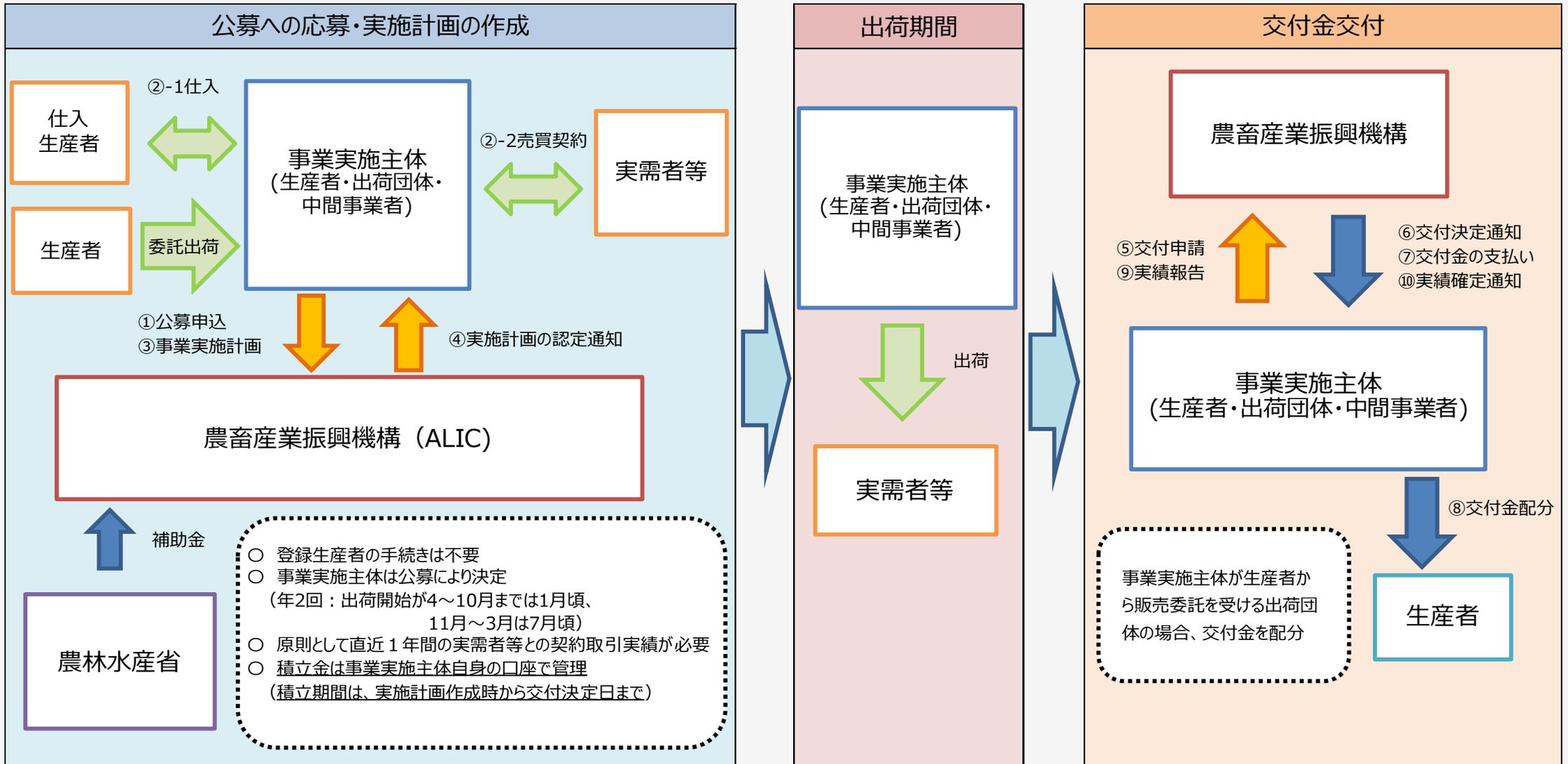


- 2 **数量確保タイプ**：実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格との差額（＝掛増し経費）の一部を交付。



【負担割合：国(50%)、生産者・中間事業者（50%）】

# 3 - 1 契約野菜収入確保モデル事業の流れ

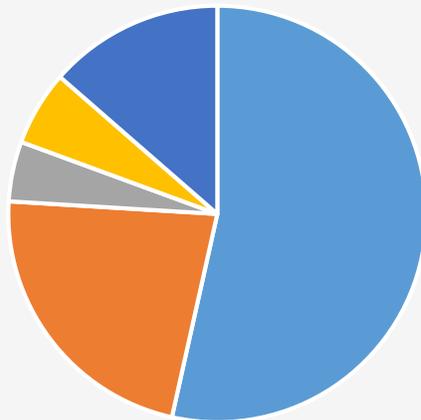


### 3 - 3 契約野菜収入確保モデル事業における実施状況

令和3年度のモデル事業における申込状況は、事業実施主体で最も多いのは「生産者（個人）」で53%、次いで「生産者（法人）」で22%、生産組合または出荷組合が6%となり、数量確保タイプで申込が可能な「流通・卸売業」で14%、出荷団体及び中間事業者としてすべてのタイプが利用可能な全農県本部・経済連を含む「農協等」が5%となっています。

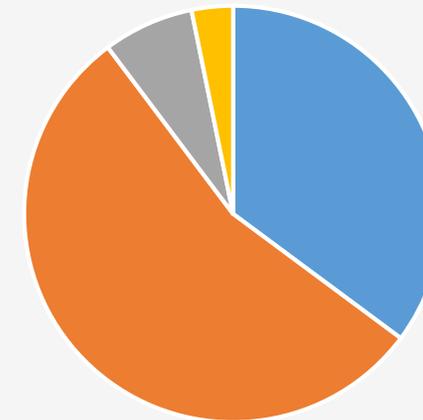
また、これらの事業申込者の契約先である実需者を業態別にみると、最も多いのは「流通・卸売業」で55%、次いで、カット野菜等の「製造・加工業」35%、卸売業としての「農協等」と契約するケースが7%、「小売業」3%となっています。

令和3年度契約野菜収入確保モデル事業  
利用者の業態 (N=258)



■ 生産者（個人） ■ 生産者（法人） ■ 農協等 ■ 生産組合、出荷組合等 ■ 中間事業者

令和3年度契約野菜収入確保モデル事業  
利用者の契約相手先 (N=469)



■ 製造・加工業 ■ 流通・卸売業 ■ 農協等 ■ 小売業

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

○ 契約指定野菜等安定供給事業・契約野菜収入確保モデル事業

：野菜振興部 契約取引推進課 03-3583-9817・9819